**秘密保持契約書**

XXX株式会社（以下「甲」という。）及びYYY株式会社（以下「乙」という。）は、本案件（第１条に定める。）に関して相互に情報を開示するにあたり、次のとおり秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1. （定義）

本契約でいう「秘密情報」とは、本契約締結の事実、及び甲が検討しているZZZ株式会社の買収（以下「本案件」という。）に関して、甲及び乙が直接又は第三者を通じて間接的に相互に口頭、文書、磁気ディスクその他何らかの媒体により開示する情報をいう。ただし、以下の各号の一に該当する情報は秘密情報に含まれない。

1. 本契約締結前に、既に公知となっている情報
2. 本契約締結後、甲又は乙の責めによらずに公知となった情報
3. 相手方より取得する前に、既に自ら保有していた情報
4. 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく入手した情報
5. 相手方から開示された後に、本案件に関係なく自ら調査、分析等を行うことにより得られた情報
6. （情報の開示・目的外利用の禁止）
7. 甲及び乙は、本案件に係る取引の実行の可否及び内容等を相手方が検討するのに必要と判断する範囲で、秘密情報を本契約締結後速やかに相手方へ開示するものとする。
8. 甲及び乙は、秘密情報を、本案件に係る取引の実行の可否及び内容等を検討する目的のみに使用するものとする。
9. （守秘義務）

甲及び乙は、秘密情報を第三者に開示又は漏洩しないことに合意する。ただし、以下の各号の一に該当する場合はこの限りではない。

(1)　相手方から事前に承諾を得て第三者に開示する場合

(2)　本案件に関わる自らの役員及び従業員に対して開示する場合

(3)　本案件の遂行に必要な限度で、法令上守秘義務を負う弁護士その他の専門家に対して開示する場合

(4)　甲又は乙の監査法人へ開示する必要がある場合

1. （秘密情報の管理）
2. 甲及び乙は、秘密情報の漏洩を防止するため、秘密情報の書面化及び電磁的記録媒体その他の媒体への情報の入力並びにその複写及び複製の作成については、本案件を検討するために必要な範囲で行うものとする。
3. 甲及び乙は、秘密情報が記載された書面及び秘密情報が含まれている電磁的記録媒体その他の媒体（総称して、以下「秘密情報記録媒体等」という。）について、秘密情報の第三者への漏洩又は目的外使用が生じないように管理するものとする。
4. （秘密情報の消去等）

甲及び乙は、本契約が理由の如何を問わず終了した後、相手方から請求を受けたときは、当該請求に従い、秘密情報記録媒体等につき、秘密情報を消去し、又は、廃棄若しくは相手方に返却しなければならない。ただし、当該請求の時点で、既に消去又は廃棄済みである場合には、返却する必要はないものとする。

1. （反社会的勢力の排除）
2. 甲及び乙は、それぞれ、本契約締結日において、自らが反社会的勢力に該当せず、また、反社会的勢力に該当する者と業務提携関係その他の継続的な取引関係を有しないことを表明及び保証し、本契約締結日以後、上記状態を維持することを誓約する。
3. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対して、法的な責任を超えた要求及び暴力的な要求その他の不当な要求行為を行わず、又は、これに類する行為を行わないことを誓約する。
4. （損害賠償）

　甲及び乙は、本契約に関してその責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、相手方に対しその損害を賠償する責に任ずる。

1. （有効期間）

本契約の有効期間は、●年●月●日から●年●月●日とする。

1. （準拠法及び裁判管轄）
2. 本契約の準拠法は日本法とする。
3. 本契約に関する紛争等について協議により解決することができない場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。
4. （協議条項）

本契約の解釈その他の事項につき生じた疑義及び本契約に規定のない事項については、甲及び乙双方が誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本契約の成立を証するため本契約書を２通作成し、甲乙各記名押印の上、各１通を保有する。

●年●月●日

 所在地 ○○○○

甲 会社名 XXX株式会社

 代表者氏名 ●●●●

 所在地 ○○○○

乙 会社名 YYY株式会社

 代表者氏名 ●●●●